

国際課税委員会（第34回）の概要

文責 森信茂樹

平成21年10月28日、青山慶二副委員長（筑波大学教授）から「OECDガイドラインの改定」について講義をいただき、議論を行いました。話の概要は以下の通りです。資料は別添です。

（青山先生の話）

本年9月9日にOECD租税委員会がホームページに公開した「多国籍企業と税務当局のためのOECD移転価格ガイドライン」第1~3章の改正案の概要は以下のとおりである。なお、本改正案は、2006年5月に公表された「比較可能性の論点に関する討議文書」と2008年1月に公表された「取引単位利益法に関する討議文書」について、2008年11月に2日間のコメンテーターとの討議によるコンサルテーションを経て発表されたものである。

この改正は、1995年ガイドラインに記述された比較可能性と利益法に関する部分についての重要なアップデートを内容としている。主要な改正内容は以下の通りである。

（注）本ドラフトは2010年1月9日まで、利害関係団体からのコメントを受け付けている（原則公表ベース）。

（1）移転価格算定方法の優先順位の改定

現行のガイドラインは、OECDが承認する算定手法として、第2章で取り扱う「伝統的な取引単位法」と第3章で取り扱う「取引単位利益法」の2つを区分しており、後者は、取引単位営業利益法と利益分割法からなっているが、伝統的取引法を適用するのに必要なデータが全く、あるいはほとんど見つけられない例外的なケースに適用されるラストリゾートとして位置付けられている。1995年以来の取引単位利益法の適用経験を踏まえて、OECDは例外性を取り払って、その代わりに、選択されるべき算定方法は事案の実体に則した最も適切な算定方法とすべきと提案している。この改正を反映するために、あらゆる移転価格算定方法は第2章にまとめて掲載されることが（同章の第2部で伝統的取引単位取引法、第3部で取引単位利益法をそれぞれ扱う）提案されている。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。